

1戸室あたりの事故頻度に応じた料率体系について

1. 概要

指定期間(保険始期日から6ヶ月前の応当日より過去2年間)における保険金請求事故件数をご申告いただき、保険金請求事故件数÷総戸室数で算出した**1戸室あたりの事故頻度に応じた料率体系**(「無事故」「0.02回未満」「0.02回以上」の3区分)を適用します。事故頻度が高いほど保険料は高くなります。

実際にご契約に適用される保険料は、今回導入する事故頻度だけでなく、補償するリスク、築年数や「マンション管理適正化診断サービス」の診断結果によっても異なります。

ご注意事項

- 保険金請求事故件数のカウント対象となる契約は、弊社・他社契約を問いません(ただし、共済契約は含みません。)
- セットする特約の保険金支払は含みますが、地震保険における支払保険金は含みません。
- 保険金請求事故件数は、事故日ではなく、指定期間内に実際にお客さまが保険金をお受け取りになられたか否かによって判断します(事故が発生していても、未払状態である場合やノークレームの場合など、指定期間内に保険金をお受け取りになられていなければ事故件数としてはカウントしません。)。複数回に分けて保険金をお受け取りになられた場合には、初回の保険金受領日が指定期間内に含まれるかで判定します。
- 事故頻度の算出にあたっては、小数点第四位を四捨五入します。
- 同一の事故を原因として、複数の保険金が支払われた場合(例:同一の漏水事故で、損害保険金・費用保険金・水濡れ原因調査費用、賠償保険金を支払った場合や同一の台風で複数の支払が発生している場合など)には、1件としてカウントします。

2. 導入の背景

マンションドクター火災保険は、築年数に応じた料率体系を導入するとともに、メンテナンス状況の診断結果に応じて割引を適用することで、リスク実態に応じた保険料体系としてきました。

一方で、過去の事故件数によってその後の保険金のお支払額に差が生じる傾向にあり、お客さまの保険料負担の公平性を高める観点から、1戸室あたりの事故頻度に応じた料率体系を導入することとしました。

3. 指定期間について(例)

保険始期日:2021年1月1日(2003年築の場合)



▶ 総戸室数60戸室、指定期間内における保険金請求事故件数が「1件」の場合、1戸室あたりの事故頻度は1件/60戸室≒0.017回となり、「0.02回未満」の料率区分を適用します。

4. 「指定期間内の保険金請求事故件数」の正確なお申出のお願い

- ▶ ご契約を締結いただく際、ご契約者または被保険者には、危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求めた事項(告知事項)を正しくお申出いただく義務(告知義務)があります。
- ▶ 「指定期間における保険金請求事故件数」は新たな告知事項となります。**申込書に記載された内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。**

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
 お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
 ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 **フリーダイヤル 0120-25-7474**
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。